

【保険医療機関掲示】

厚生労働大臣が定める掲示事項等

保険医療機関について

当クリニックは、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

わたなべ整形外科クリニック

院長 渡邊 裕介(わたなべ ゆうすけ)

診療科目

整形外科・リハビリテーション科

診療日及び診療時間

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30 (受付8:45~12:00迄)	○	○	○	○	○	○
14:00~18:00 (受付13:45~17:30迄)	○	○	×	○	○	×

休診日 水曜午後・土曜午後・日曜・祝日

年末年始

※但し、院長の学会出張などのため、臨時休診日があります。

指定医療機関について

労災保険指定医院

難病医療指定医院

生活保護法による指定医療機関

原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関

九州厚生局長への届出事項

当クリニックでは、次の施設基準について、九州厚生局長へ届け出ています。

特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ) 2025年9月1日～
- ・二次性骨折予防継続管理料3 2025年8月1日～
- ・電子的診療情報連携体制整備加算2 2026年6月1日～
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) 2026年3月1日～

電子的診療情報連携体制整備加算

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用

した診療を目指しております。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診療室で閲覧又は活用して診療できる体制を実施しております。
- ・患者様よりお預かりした、受診歴、薬剤情報、特定検診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用し診療を行います。
- ・マイナ保険証利用促進など、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- ・電子処方せんの発行や電子カルテ共有サービス(※今後導入予定です)など取組を実施してまいります。

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

当クリニックでは、2026年3月より外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)を算定し、その一部を患者さまにご負担いただいております。本評価料は医療従事者の賃金を改善し、その全額を充当することにより、医療従事者が安心して職務に従事することを目的としております。

明細書の発行について

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」について

当クリニックでは、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、原則として領収証発行の際に、ご家族の方が代理で会計を行う場合も含め、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担がない方についても、明細書を発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。無料で発行しておりますが、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にごお申し出下さい。

長期処方・リフィル処方せんについて

当クリニックでは患者さんの状態に応じ①28日以上長期の処方を行うこと②リフィル処方せんを発行することのいずれも対応も行っております。

なお、長期処方やリフィル処方せん交付が対応可能かは病状に応じ担当医が判断いたします。

夜間・早朝等加算について

下記の時間帯に受付された場合は、診療時間内であっても、また、予約診療であっても、夜間・早朝等加算取り扱いとなりますので、ご了承ください。

※平日 18時以降

※水曜日・土曜日 12時30分以降

一般名での処方について

一部の医薬品について全国的に十分な供給が難しい状況が続いています。商品名ではなく一般名(有効成分の名称)で処方することによって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。